(B)　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領について」（昭和50年12月22日付け北開局工第91号）別紙第２条第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿及び共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

(C)　申請者が協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法による企業組合をいう。以下同じ。）の場合は、当該組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類。

（測量等）

①　業態調書
②　測量等実績調書
③　技術者経歴書
④　営業所一覧表
⑤　登記事項証明書（法人の場合）
⑥　営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書の写し
⑦　財務諸表（法人にあっては、５「一般競争（指名競争）参加資格の審査」の（測量等）①に規定する審査基準日の直近１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び注記表。個人にあっては、これらに準ずる書類をいう。）
⑧　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類により、②、③及び⑤に掲げる書類並びに⑦に掲げる書類に代えることができる。

(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

イ　インターネットによる提出方法

インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」⑴に掲げるアドレスにアクセスし、上記⑴②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴②において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。また、添付書類として上記ア（建設工事）に掲げる③を別記２の送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２「申請の時期及び場所」⑴に掲げるアドレスにアクセスし、上記⑴③においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴③において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。また、上記パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに、上記ア（測量等）に掲げる⑤、⑥、⑦及び⑧の書類を添付し、別記３に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　有資格者としない者

（建設工事）

次の①から⑤までに掲げる者は、有資格者としないものとする。ただし、清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加する者については、①から④までに掲げる者は、有資格者としないものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては、告示第一の一の２に規定する審査基準日が平成23年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。（ただし、改正告示による改正前の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

（測量等）

次の①から⑤までに掲げる者は、有資格者としないものとする。

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　一般競争（指名競争）参加資格の審査

（建設工事）

一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、⑴に掲げる経営的事項及び⑵に掲げる技術的事項の項目について総合審査数値を付与し、希望工事区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望工事区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合審査数値の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して一般競争（指名競争）参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については、「有」を記して一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。